

平成24年7月13日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命



の発売について

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、**年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)「プレミアステップ・グローバル」**を平成24年7月17日より、株式会社宮崎太陽銀行(頭取:川崎 新一)および株式会社横浜銀行(頭取:寺澤 辰麿)において、販売開始いたします。

「プレミアステップ・グローバル」は、年金原資額と死亡給付金額が最低保証される安心に、その最低保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。

本商品の年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

また、運用実績に応じて、最低受取保証額が110%から5%ごとの額にステップアップする可能性があります。このステップアップした最低受取保証額は下がることはありません。

本商品の特別勘定は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式に投資を行い、資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つように調整しながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

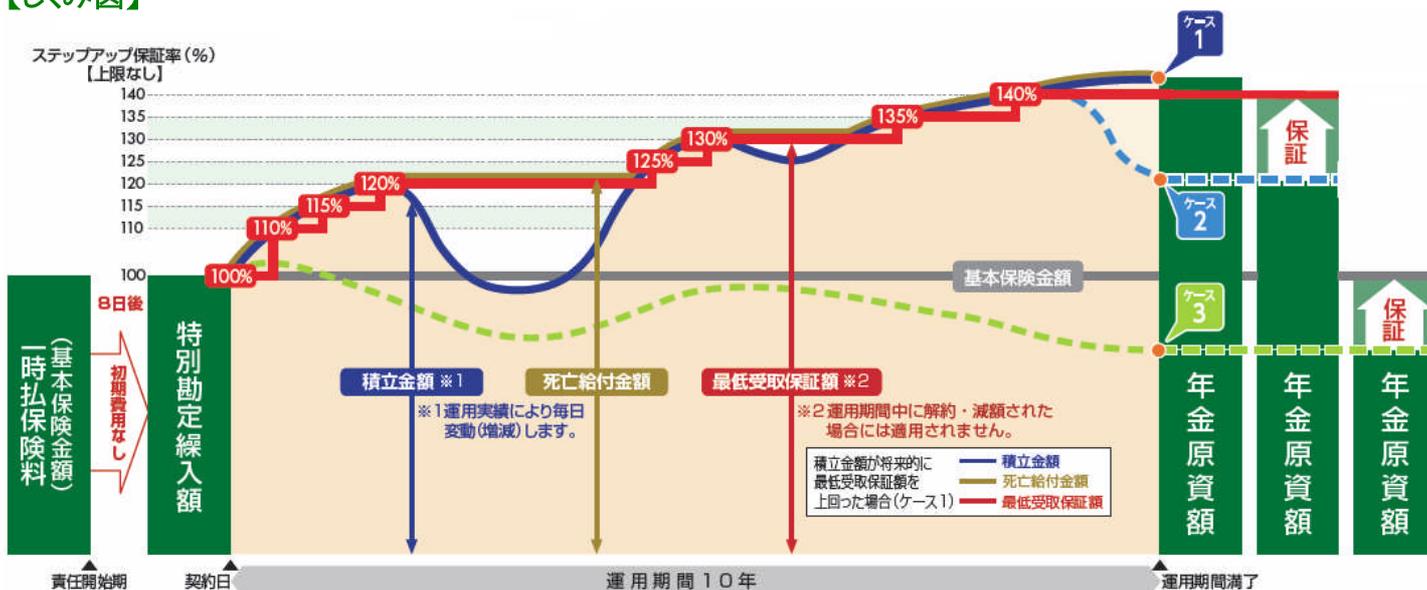
さらに、ご契約時に初期費用のご負担がありませんので、一時払保険料の全額を特別勘定で運用できます。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)

【しくみ図】



運用期間満了時の年金原資額

- ケース1** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合
積立金額
- ケース2** 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
最低受取保証額
- ケース3** 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
基本保険金額(一時払保険料相当額)



- * 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。
- * 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

1. 初期費用の負担がありません。

- ▶ 一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.98%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.105%(税込み))を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して1.0%)を負担していただきます。また、解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

2. 年金原資額と死亡給付金額には100%の最低保証があります。

- ▶ 基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)

3. 最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりません。

- ▶ 基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は契約日以後毎日判定されます。

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回ることはありません。年金原資額として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

4. 実質的に「通貨」、「債券」、「株式」の3つの資産に分散投資します。

- ▶ 特別勘定は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式に投資を行い、運用環境に応じた運用で、長期的な資産の成長をめざします。

この保険は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式で運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価、債券価格および為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【主なお取扱いについて】

| | |
|--------------------|---|
| 基本保険金額 (一時払保険料) | 200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。 |
| 運用期間 | 10年 |
| 契約年齢 | 0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢) |
| 年金種類 | <ul style="list-style-type: none"> 確定年金(3年、5年、10年) *年金のお受取りにかえて、年金原資額を一括で受け取ることができる制度(年金原資額の一部支払)もあります。 |
| 付加できる特約 | <ul style="list-style-type: none"> 運用期間中年金支払移行特約 死亡給付金等の年金払特約 |
| 諸費用 | <p>この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。</p> <p><ご契約時></p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。 <p><運用期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して年率2.98% 資産運用関係費:信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率0.105%(税込み) *上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2012年5月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。 <p><ご解約時></p> <ul style="list-style-type: none"> 解約控除:基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0～0.6%)を乗じた金額 <p><年金受取期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して1.0% |

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を必ずお読みください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C24F0028(H24.5.24)